

第35回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年4月30日（木）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第4条許可処分取消申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農地法第5条許可申請について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第7号 令和2年（2020年）度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

議第8号 柏崎市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正（案）について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 5月総会の会議開催予定日時

第36回総会を5月29日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様でございます。本日皆様お揃いになりましたので、総会を開催させていただきます。先月に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症対策ということで、皆様からご協力いただき会場を設営しました。会議の時間もなるべく短めにと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

皆様も地域の中で議案を書面決議や回覧ですということもあると思いますが、農業委員会は、市議会もそうですが、総会を書面ではできません。書面決議や代理出席でなく、皆様にご出席していただく必要がありますので、ご協力をいただいているところであります。

それでは、ただ今から第35回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

黒坂会長

皆様、忙しい中ご苦勞様でございます。

先ほど局長が言った通り新型コロナウイルス対策により、お互いの間を取った変則的な会場になっておりますが、これも感染防止の一環としてご理解をよろしく申し上げます。

今、春の農作業が進んでいますが、昔と様変わりしまして田植えをしている人もいれば代掻きをしている人もいて、さまざまな所でさまざまな作業が進んでいるわけですが、規模拡大のためにはこれがいい方法ではないかと思っています。

また、新型コロナウイルスの関係で、農業者にもそれぞれに支障が出ていると思います。一つは外食をしないことで業務用の米が売れないこと。さらに卵や、学校給食がないため牛乳が余っている状況になっていること。また、花も売れず、大変苦勞されていると聞いております。サービス業などの他業種も休業や事業縮小で苦勞されていますが、緊急事態宣言が解除されたとしてもすぐに旅行や宴会ができるわけではないので、これからの日本の経済が非常に懸念されているところです。

今できることは、3密を避けて病気にならないよう気を付けることです。私には県外に弟がいて例年手伝いをしてくれるのですが、県が農作業帰省の自粛を呼びかけているため、労働力不足で苦勞しています。皆様も同じかと思いますが、ひとつ頑張ってくださいと思っています。

簡単ではありますが、皆様にはこれから続く農作業をスムーズに事故のないようやっただくことを願いながら、総会に入らせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

事務局です。委員数は19人です。本日欠席報告は1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることをご報告いたします。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 35 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、10 番 小柳 直樹委員、12 番 鈴木 義雄委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字久米字西山〇番 外 16 筆 田 2799 m² 畑 1714 m² 計 4513 m²。
鯨波二丁目〇番〇号〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。大字久米〇〇番地 〇〇〇 〇。自作地の
贈与。経営規模拡大です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

議案書には無償と書いてありますが、贈与でしょうか。

阿部係長

贈与です。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字藤橋字四把刈〇〇番〇 田 85 m²。大字藤橋〇〇番地 〇〇 〇〇。
駐車場。第 2 種でございます。申請地は、既に駐車場敷地として利用されており、今回、

従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 宮場町字城町〇〇番 畑 161 m²。宮場町〇番〇号 〇〇 〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字中田字下川原〇〇番〇 外 1 筆 畑 101 m²。大字中田〇〇番地 〇 〇 〇 外 1 名。宅地の拡張、作業場・車庫。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 桜木町字六番杭〇〇番〇 畑 82 m²。桜木町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第

4条許可処分取消申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字北条字亀ノ倉〇〇番〇 外 3 筆 田 129.68 m²。大字北条〇〇番地〇〇 〇。当初畜舎及び放牧地として利用していたが、それらの土地の一部が「県営経営体育成基盤整備事業 本条地区」の範囲に含まれ、農地として利用するためです。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 4 ページ上段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を取消処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 田塚三丁目字丘江〇番〇 田 898 m²。比角二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。田塚三丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。当初計画者が住宅分譲地及び道路を造成する予定でしたが、その一部についてこれを取り止め、承継者が駐車場を造成するものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 2 南光町字油田〇〇番〇 田 1012 m²。愛知県豊橋市忠興二丁目〇番地〇 〇〇〇 〇〇〇〇。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。当初計画者が共同住宅を建設する予定でしたが、これを取り止め、承継者が建売住宅を建設するものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 6 に関連するものです。

申請番号 3 大字矢田字六枚田〇番〇 外 1 筆 田 451 m²。大字矢田〇番地〇 〇〇 〇〇。大字矢田〇番地〇 〇〇 〇〇。当初計画者が農家住宅を建設する予定でしたが、これを取り止め、承継者が車庫等を建設するものです。第 2 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 11 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 元城町字城廻〇〇番〇 田 908 m²。関町〇番〇号 〇〇 〇〇。穂波町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。農業用施設。第 3 種でございます。

申請番号 2 扇町字大海〇〇番〇 田 928 m²。東京都多摩市関戸四丁目〇番地〇〇 〇〇 外 1 名。宮場町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。宅地造成。第 3 種でございます。

申請番号 3 岩上字屋敷田〇〇番〇 外 1 筆 田 991 m²。大字両田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。上越市柿崎区柿崎〇〇番地〇 〇〇 〇。郵便局店舗。第 3 種でございます。

申請番号 4 田塚三丁目字丘江〇番〇 田 898 m²。比角二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。田塚三丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。駐車場。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 5 荒浜二丁目字山本道北〇〇番〇 畑 264 m²。新潟市中央区高美町〇番〇号 〇〇 〇〇。荒浜二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇。駐車場。第 2 種でございます。

申請番号 6 南光町字油田〇〇番〇 田 1012 m²。愛知県豊橋市忠興二丁目〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。建売住宅。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 7 桜木町字三十歩〇〇番〇 外 2 筆 畑 330 m²。桜木町〇番〇号 〇〇 〇〇。諏訪町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 8 大字吉井字水上〇番 田 743 m²。大字吉井〇番地 〇〇 〇〇。大字上条〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅及び家庭菜園。第 2 種でございます。

申請番号 9 大字宮之窪字一貫寺〇〇番〇 外 3 筆 畑 376 m²。西本町三丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。番神一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。車庫及び通路。第 2 種でございます。

申請番号 10 茨目二丁目字西田〇〇番〇 田 400 m²。茨目二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。建売住宅。第 2 種でございます。

申請番号 11 大字矢田字六枚田〇番〇 外 1 筆 田 451 m²。大字矢田〇番地〇 〇〇

〇〇。大字矢田〇番地〇 〇〇 〇〇。車庫、物置及び屋外作業場。第 2 種でございます。議第 4 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 12 四谷一丁目字四ツ谷〇〇番 畑 171 m²。駅前二丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。扇町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 6 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.5 植木 稔委員

5 ページ 3 番の申請事由で郵便局店舗とありますが、普通の郵便局を作るということでしょうか。

阿部係長

〇〇〇の郵便局が移転するとのことです。900 m²で、ある程度駐車場も確保できることが条件とのこと、〇〇〇から岩上に移転するため今回申請になりました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 7 ページをご覧ください。

議第 6 号の農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 2 年(2020)年 5 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積 賃借権(円滑化分) 田 12 筆 12,909.00 m²
- 7 関係人 受人 1 人、渡人 2 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2 年(2020)年 5 月 19 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 8 ページから 9 ページをご覧いただきたいと思えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 令和 2 年（2020 年）度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 10 ページをご覧ください。

議第 7 号 令和 2 年（2020 年）度柏崎市農地等の利用の最適化に関する指針（案）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、前回 3 月 30 日の総会で説明を申し上げ、本指針に係るご意見等の提出について文書で依頼をしたところです。

その締切りを 4 月 14 日とさせていただいておりましたところ、意見等が寄せられなかったことから、本日は前回提案したとおりのものを議案として提出しておりますので、内容について変更を加えたところはなく、本案のとおり「令和 2 年（2020 年）度農地利用最適化指針」を定めたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第8号 柏崎市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書11ページをご覧ください。

議第8号 柏崎市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正（案）についてご説明申し上げます。

まず、改正の対象になっている本規程について簡潔にご説明いたします。

裏面12ページの新旧対照表をご覧ください。ここに記載のあるものでこの規定の全ての条文になるのですが、改正後の欄の中頃にありますように、柏崎市農業委員会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法、つまりパソコンやインターネットを利用して農業委員会に対する申請や届出をする方法を定めているものであります。

次に、改正の必要性、改正に至る経緯をご説明いたします。

こちらも裏面の新旧対象表をご覧ください。農業委員会に係る申請、届出その他の手続等で電子情報処理組織を使用する方法について規定する根拠となる条例名、規則名が改正されたことに伴う改正です。

昨年12月の市議会で条例名が、先月3月には規則名が改正されております。

これらに伴い、改正前の条例名、規則名を引用しているものを、改正後の条例名、規則名に変更いたしたいとするものです。

条例名と規則名が改正されただけで、これまでの申請や届出の方法についての改正はありません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 5 月 29 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

報第 1 号の報告を終了いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いします。

霜田事務局長

お手元の第 35 回農業委員会総会（R2. 4. 30）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定（別紙参照）

農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

4 月 24 日（金）～5 月 21 日（木）まで募集中

2 第 27 回運営会議

5 月 25 日（月）13 時 30 分から 四役 市役所本館 4 階 大会議室

3 第 36 回農業委員会総会

5 月 29 日（金）午後 農業委員・推進委員 市役所本館 4 階 大会議室

例年ですと、4 月総会の時に 5 月のラピカでの農業者大会、6 月の担い手研修会の案内をさせていただいておりますが、今回、これらの案内ができない状況です。情報が入り次第皆様にお伝えしたいと思いますが、先が見えない状況となっていますので、ご理解をお願いします。

事務局から、以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。新型コロナウイルスは、目に見えない、対策は見つけられない、先が見えないという状況が続いています。柏崎の農業関連の方から陽性は出ていませんが、もし農家の方で陽性が出て家族が濃厚接触者となった場合、どうなるのかなと考えます。普通の会社や店舗なら休むこともできるのですが、我々農家は 2 週間も休むというわけにはいかない状況で、フォローする体制を検討することも準備として必要なのではという話を農業関係の方としました。我々農業委員としても、相談を受けたらどうすればよいか、検討が必要と思います。何はともあれ、我々は 3 密にならない状況で仕事していますので、このまま皆が健康で、次回改選を迎えられることを願っております。以上です。

閉会 午後 2 時 15 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____